

2018年8月1日

情報集積と Privacy

公益財団法人 国際通貨研究所
理事長 渡辺博史

情報の集積は著しい。ある試算によると、2020年に世界で作成される情報は44ZBに及ぶという（ZB:ゼタバイトとは一兆 GB:ギガバイトだそうであるから、なじみのある単位に換算すれば、44兆GBである、と言われてもまるでピンと来ないが・・・）。それが、世界各地で、個人、組織、公共団体、国際機関などの全ての段階で、分散的に作成された上で、個別相対で交換されるだけでなく、流通、拡散をするようになり、かつ、その相当部分の収集、集積が進行している。

44ZBの中には、いわゆる個人のプライバシーに係る部分も含まれるが、それらが当事者の意向に関わらず「広汎に」複数主体で共有されるようになっている。例えば、ネット出張予定先のホテルなり飲食店の検索をすると、その直後からは、利用するホームページ上の広告記事が、その目的地域のものに絞り込まれていく。書籍の検索をすれば、そのすぐ後に「この本に関心を持った他の読者は、こんな本も読んでいます」という推薦が届けられる。既に、個人の関心、嗜好が集合的に把握される状況になっているのである。ネットに打ち込んだ情報が、どのような主体に利用されているかは、一定の制約をかけられているとは思いつつも、分かりにくくなってきている。IoTの開発のためには、ビッグ・データへのアクセスが必至ということで、各経済主体の有するデータの交換、共有が開始されているのである。

利用主体が、民間組織中心であれば、情報の売買、それに適した「価格付け」という世界であり、それにプライバシー保護という観点から法律あるいは協定レベルでの制約を付することは可能である。

しかし、国家がその共有利用主体の一員、あるいは中核的存在となった場合には、様相は大きく変化する。

ユートピアの反対概念であるディストピアの典型は、ジョージ・オーウェルの「1984年」、あるいはオルダス・ハックスリーの「素晴らしい新世界」に活写されている。ここでは、国民の全ての情報を保持し、それをベースに国民を生活の全側面においてコントロールするビッグ・マザーが支配する巨大国家といった陰鬱な世界が描かれている。筆者は、1984年以前にいわゆる「近未来」モノとして読み、背筋が冷たくなったものであるが、当時は、これだけの情報管理、統制は膨大な時間とエネルギーというコスト

がかかるだろうから、このような構成の国家形成に到達することは実際上難しいのではないかという感想も持っていた。当時から、米国を中心とするエシユロンという取り組みにおいては、通信傍受の方法により、ほとんどのデータ送信は捕捉、把握、分析、提供、集積されていたようであるが、特定のもの以外の解析、利用というのは行われていなかった、と解されていた。それもコストの問題であったのだろう。

しかし、2018年というこの時点で現実を見てみれば、情報の作製、発信、交換、収集、分類、解析、関連付けに係るコストは著しく低下しており、これらのディストピア国家類似の国家システムを形成するコストは相当低下している。

その前提で、これからの世界でのプライバシーの扱いについての議論を早急にしていく必要がある。

米国などにおいては、例えば Facebook の英国での不適切な情報管理に対する批判は著しく、組織の代表が議会で糾弾され、謝罪をした。これらの国では、今なおプライバシー保護という観点が強く意識されているからである。しかし、いまや国によっては、金融決済、商品発注、情報交換といった個人情報とその所在する国家機構に全て提供されているようになってきているという指摘もある。それぞれの国家の枠組み次第では、プライバシーの侵害につながるような情報の公開、独占利用が国家においてなされる状態になっている。国際的展開の中でそのような国との取引、決済、情報交換をした場合に、どの政府がどれだけ、誰の情報を有するようになるかを見極めていく必要がある。

また、このような変化には、個人の行動の変容も大きく影響している。昔は、「市井の子供」の考えたことは、仮に何らかの形で綴られたものとなったとしても、それが他者の目に入ることはほとんどなかった。綴り方コンクール入賞、優秀感想文の表彰といった段階に至った極めて数少ない「情報」だけが他者に伝達され、そしてその構図はその子供が青年になり、更に成年になっても大きく変わることは無かった。発信の機能が、メディアに独占されていたからである。しかし、今や展開されたネット環境においては、ほとんど全ての「市井の子供」の考えが、瞬時に世間に流れ、言語の壁さえ超えれば、世界に直ちに展開される状況になっている。しかも、その展開された「考え」自体の真正さはチェックされていない。

また SNS において、自らの属性などに係る情報を個人が相当の範囲で自発的に開示する状況になっており、何がプライバシーかという概念自体も大きく変わってきている。

(この関係では、かなり早い時期、例えば小学生のしかるべき学年から、SNS において発信した属性及び見解といった自己情報はその後、本人の意向に関わらず、完全に消去することはできない、ということを示す必要がある。)

読者欄のみが与えられた発信機会であるといった時代から大きく変容して、このような発信の普遍化が進行していることも、プライバシーの保護に関する議論を大きく変えていく。

(以上)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2018 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>